

地区計画ガイド 米泉町10丁目地区

名称		米泉町10丁目地区 地区計画					
位置		金沢市米泉町10丁目の一部					
面積		約 10.6 ha					
区域の整備開発及び保全に関する方針	地区計画の標	<p>本地区は、金沢駅の南西約3.5kmにあるJR西金沢駅前のJT金沢工場の跡地であり、自然豊かな伏見川に隣接し、周辺には住宅地が形成されている。</p> <p>本地区を、西金沢駅周辺にふさわしい、快適な居住環境の創出や利便性を高める商業サービス施設の整備など、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>					
	土地利用の方針	<p>本地区を次の5地区に区分し、各々の特性を活かした土地利用を図る。また幅員約12.0mの道路を配置し、各地区への車両アクセスの主要動線の確保に努める。</p>					
		拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区	
建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。</p>						
地区施設等の配置及び規模	道路		名称	幅員	延長	備考	
			区画道路1号	12.0m	約330m	新設	
建築物等に備える事項	地区の細区分	名称	拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区
		面積	約1.0ha	約3.5ha	約0.6ha	約1.9ha	約3.6ha
	建築物等の用途の制限	<p>地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物等を建築してはならない。</p> <p>○神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>○畜舎 ○サイロ ○葬儀場</p>					
建築物等の用途の制限	<p>○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>○倉庫業を営む倉庫</p> <p>○都市計画道路松島西金沢線に面する敷地内の建築物で1階部分のうち当該道路に面する部分を居住の用に供するもの</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>	<p>○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>○倉庫業を営む倉庫</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>○建築基準法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げる工場</p> <p>○建築基準法別表第2(リ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>	<p>○ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>○自動車教習所</p> <p>○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>○カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>	<p>○ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>○自動車教習所</p> <p>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物</p>	—		

地 建 区 物 等 に 整 備 す る 計 画 事 項 理 由	地区の 細区分	拠点サービス地区	沿道サービス地区A	沿道サービス地区B	沿道サービス地区C	一般住宅地区
	建築物の 敷地面積の 最低限度	160㎡ ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、上記面積未満の敷地となっている場合は、この限りではない。				
	壁面の位置の 制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路若しくは調整池（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については1.0m</p> <p>(2) 隣地等の境界線については0.8m</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある部分をいう。以下同じ。）に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫</p> <p>(2) 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建築物</p>				
	建築物等の 高さの 最高限度	建築物の高さの最高限度は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。				
		—	—	—	—	12m
	建築物等の 形態又は色彩 その他の 意匠の制限	<p>1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑又は濃紺を基調とした落ち着いた色調とし、マンセル表色系で別表に掲げるものとする。</p> <p>3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 表示面を含め壁面後退部分に設置しない</p> <p>(2) 建築物等の屋根面及び屋上に設置しない</p>				
	垣又は柵の 構造の制限	<p>道路（市道三馬10号米泉町10丁目線1号を除く。）に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5m以下のものに限る。）</p>				
理由	本地区においては、西金沢駅周辺整備に伴い、周囲の環境と調和した良好な市街地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。					

●米泉町10丁目地区 地区計画は、平成24年4月2日に都市計画決定し、平成26年10月1日及び平成28年6月23日に一部変更しました。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3、7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値

米泉町 10 丁目地区 地区整備計画 色彩の基準の説明

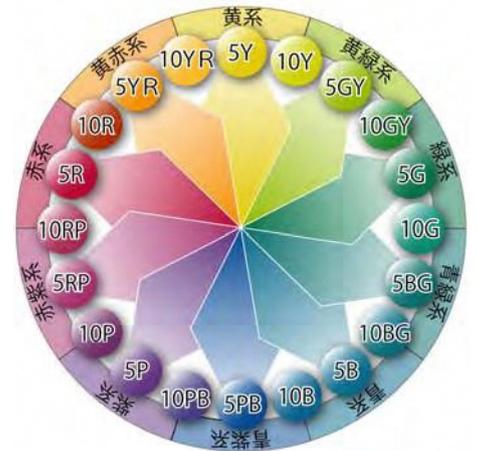
地区整備計画における建築物等の外壁や屋根の色彩基準では、JIS規格に採用され（JIS Z 8721）色彩の国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」は、1つの色について赤や青などの色合いを示す「色相」、明るさを示す「明度」、鮮やかさを示す「彩度」の3つの属性の組み合わせにより数値として示すものです。

● 「色相 (Hue)」とは？

- ・赤、青といった「色合い」を表します。
- ・マンセル表色系では、10種の基本色「黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)、赤(R)、黄赤(YR)」とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、5Y、10Rなどのように表記します。また、10RはOYRと同意です。

■ マンセル色相環



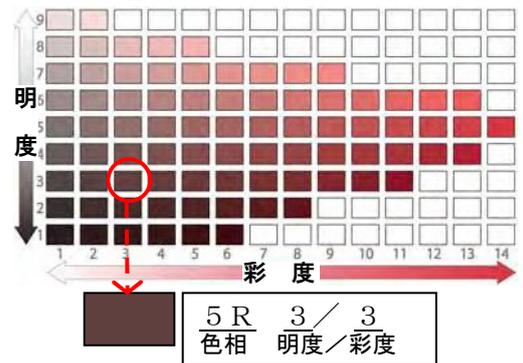
● 「明度 (Value)」とは？

- ・色の明るさを表します。
- ・明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

● 「彩度 (Chroma)」とは？

- ・色の鮮やかさを表します。
- ・色みの無い濁った色ほど数値が小さく、白・グレー・黒などの無彩色は0となります。鮮やかな色ほど数値が大きくなり、最も鮮やかな彩度の値は色相によって異なります。

■ 5Rの色相



● マンセル値

- ・マンセル表色系の「色相・明度・彩度」を組み合わせることで表記したものが「マンセル値」です。
- ・「5R3/3」は、5アール、3の3と読みます。

● 地区整備計画の色彩基準

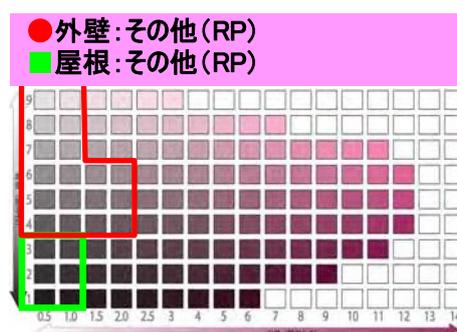
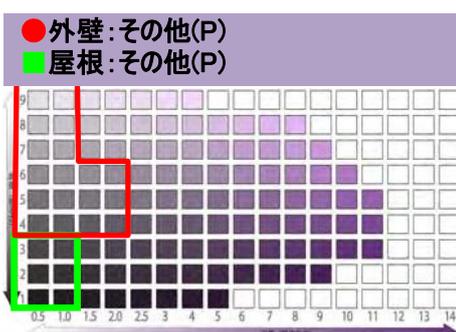
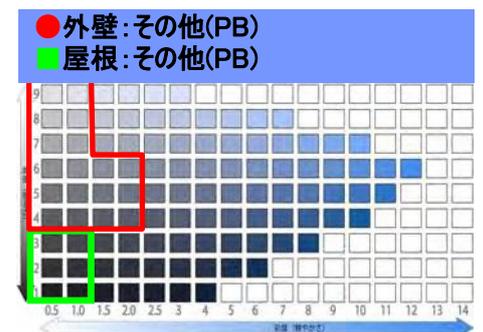
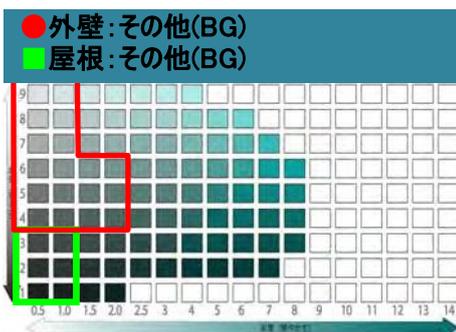
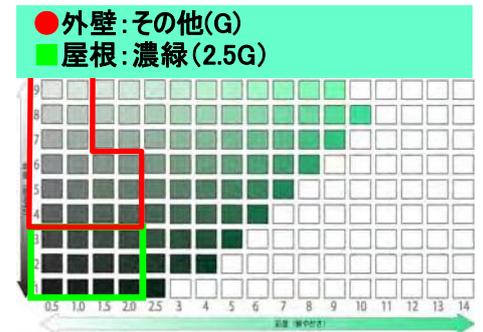
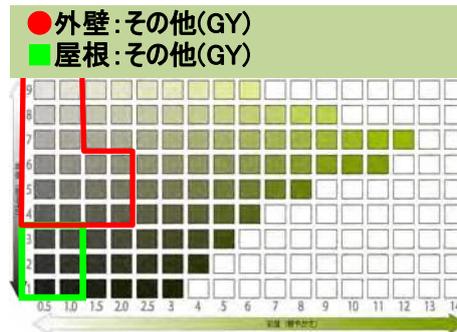
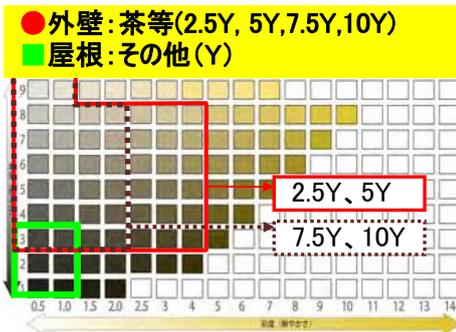
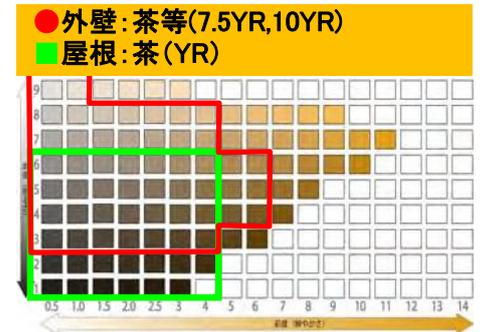
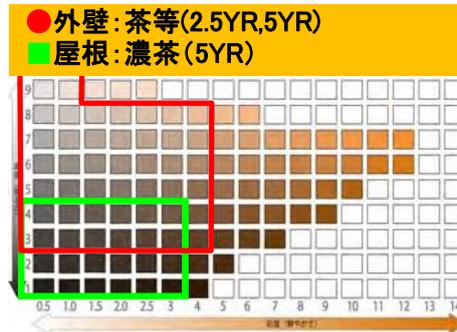
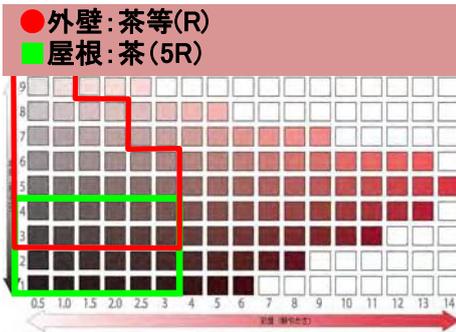
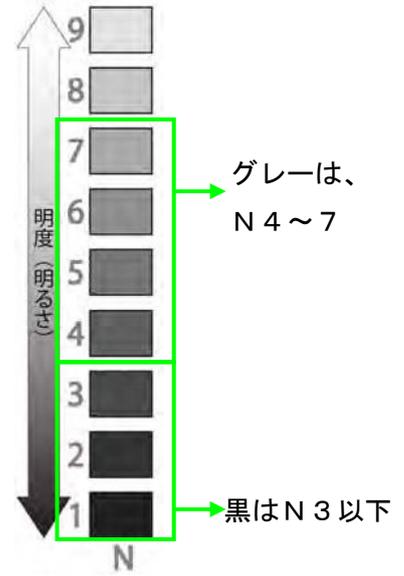
① 外壁の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
		7.5Y、10Y	3～8
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー・茶等を参考	
	その他	4～6	2以下



②屋根の色彩基準

色	マンセル値		
	色相	明度	彩度
黒	N	3以下	
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下

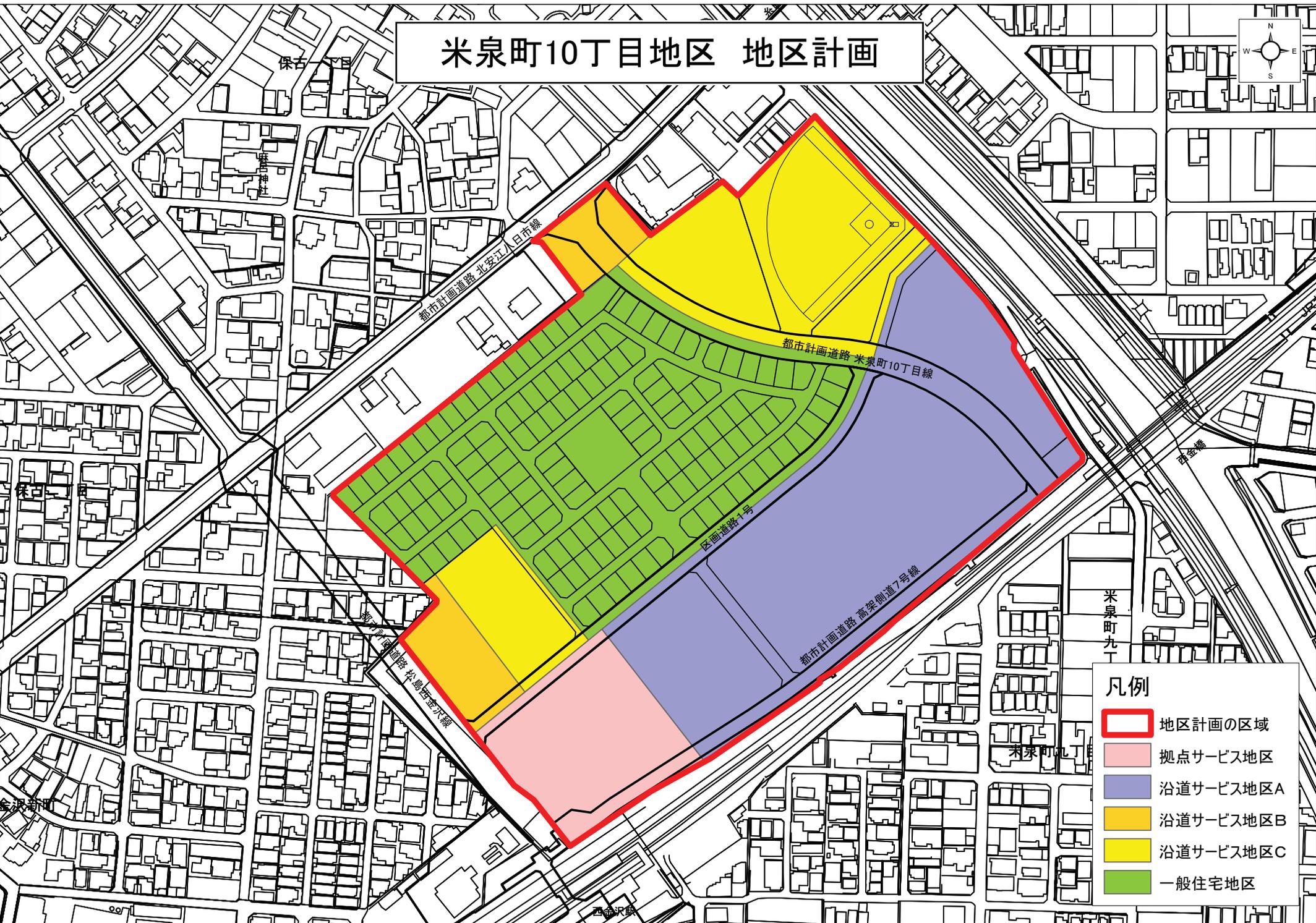
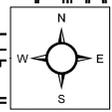


色彩基準では、建築物等の外壁と屋根について、色相毎に使用できる範囲を定めています。

外壁には□の範囲内の色彩、屋根には■の範囲内の色彩のみ使用できます。

※図版の色彩は印刷物であるため実際のマンセル値と異なる場合がありますのでご注意ください。

米泉町10丁目地区 地区計画



- 凡例
- 地区計画の区域
 - 拠点サービス地区
 - 沿道サービス地区A
 - 沿道サービス地区B
 - 沿道サービス地区C
 - 一般住宅地区